

震災枠の融資を新設

市では、中小企業者向け、勤労者向けの各種融資制度を設けていますが、3月11日の東日本大震災などの影響により、市でも業況が悪化している事業者が多いため、こうした市内事業者への支援策を新たに設けます。

下記に掲載している制度以外にも、いろいろな制度がありますので、お気軽にお問い合わせください。

問合先 商工課 ☎35-3144

市内事業者のみなさんを

融資制度で応援します

■経営安定特別資金

融資「震災枠」

貸付限度額 1,250万円
貸付利率 年利1.3%または1.6%(現行利率からともに0.1%引き下げ)
実施期間 平成24年3月31日までに融資実行されるもの
貸付期間 8年以内(据置期間を半年から1年に延長)
利子補給 3年以内の利子を全額補給
保証料補給 融資額の1%以内の保証料を補給
融資資格者 市内で一年以上事業を営む中小企業者で、東日本大震災等の影響により、最近1カ月間の売上額または売上総利益(以下「売上額等」)が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上額等が前年同期比5%以上減少するものとが見込まれる法人および個人

■岐阜県融資制度

利用者への利子補給

対象者 岐阜県経済変動対策資金(震災枠)貸付限度額1億円を平成24年3月31日までに利用された市内の中小企業者

利子補給 3年以内の利子を全額補給

■日本政策金融公庫融資制度

利用者への利子補給
対象者 日本政策金融公庫経営環境変化資金(国民生活事業)貸付限度額4800万円を平成24年3月31日までに利用された市内の中小企業者

利子補給 3年以内の利子を全額補給

■市融資制度の

借り換え要件の緩和

小口融資と経営安定特別資金融資について、借り換えを行おうとする旧債務残高の10分の1以上の新規借入があることを条件とする

市の融資制度

(借入は市内各金融機関からとなります)

制度名	小口融資		経営安定特別資金融資	創設 経営安定特別資金融資[震災枠]	創業支援資金融資
	小規模企業融資	特別小口融資			
対象者	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下(商業・サービス業を営む場合は5人以下)の法人および個人	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下の法人および個人	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動等により経営に一定の支障を生じている法人および個人	市内で1年以上事業を営む中小企業者で震災等の影響により最近1カ月間の売上額または売上総利益(売上額等)が前年同期比5%以上減少し、かつその後の2カ月間を含む3カ月間の売上額等が前年同期比5%以上減少することが見込まれる法人および個人	事業主の住民登録が市内にあり、融資を受けた日から1カ月以内に個人で、または2カ月以内に会社を設立して市内で新規開業した場合など
貸付限度額	1,250万円	1,250万円	1,250万円	1,250万円	1,250万円
貸付利率(年利)	0.8%	1.1%	1.4%または1.7%	1.3%または1.6%	1.6%または1.9%
利子補給	借入の日から3年以内に支払った利子を全額補給				
保証料補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	融資額の1%以内を市が補給	融資額の1%以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給
貸付期間	8年以内	8年以内	6カ月以内の据置を含めて8年以内	1年以内の据置を含めて8年以内	1年以内の据置を含めて7年以内